

## 事務所管理 R4(報酬請求) 障害対応版 (Ver.23.11) の公開

市場で発生した問題に対応した 事務所管理 R4(報酬請求) Ver.23.11 を発行いたします。

### 1. 発行プログラム

発行プログラム	発行バージョン	バージョンアップの対象
事務所管理 R4 (報酬請求)	Ver.23.11	Ver.23.10

### 2. プログラムの提供方法

#### 2-1. E i ボードダウンロードマネージャー／エプソン会計マイページの公開

2023年9月20日(水)

※マイページからの提供は、顧問先管理プログラムを含めた「事務所管理 R4 Ver. 23. 11」になります。

### 3. 発生障害の対応内容(その1)

#### 3-1. 発生現象

いずれの現象も同一の発生条件や原因によるものです。

##### (1) 請求書：前回御請求額が消費税額分少ない金額で出力される

「前回御請求額」の金額が、前回の請求書の「今回御請求額」より消費税額分少ない金額で出力されます。

なお、Ver. 23. 10 バージョンアップ後に該当顧問先で行った最初の請求処理分の請求書は正しく出力されます。請求処理 2 回目以降の請求書より本現象が顕在します。

##### (2) 領収証：領収額が消費税額分少ない金額で出力される

領収証を「請求額を出力する」で出力した場合、領収額が請求額より消費税額分少ない金額で出力されます。

##### (3) 売掛金一覧表：前回請求額が消費税額分少ない金額で出力される

売掛金一覧表の出力条件画面で「出力日」を Ver. 23. 10 で請求処理を実行したときの締日以降を指定して出力した時、「請求額」の金額が消費税額分少ない金額で出力されます。

##### (4) 請求一覧表：前回請求額が消費税額分少ない金額で出力される

前回請求額が不正な請求書分の明細行は、その内容（「前回御請求額」の金額が前回の「今回御請求額」より消費税額分少ない金額）で出力されます。

### 3-2. 発生条件

Ver. 23.10にて、次の条件のデータで請求処理を実行したとき、該当の顧問先で前述の現象が発生します。

#### 事務所区分が「会計事務所」のデータの場合

- ・会計事務所設定の[処理設定]タブで、次の組み合わせによる設定がされている  
「消費税等計算方法：請求明細ごと」  
「源泉所得税等計算方法：請求合計額」
- ・請求期間に消費税課税区分が「税抜き」の報酬伝票が含まれている

#### 事務所区分が「税理士法人」のデータの場合

- ・会計事務所設定の[処理設定]タブで「消費税等計算方法：請求明細ごと」の設定がされている
- ・請求期間に消費税課税区分が「税抜き」の報酬伝票が含まれている
- ・「事務所区分：会計事務所」のデータを、法人成りにより「処理会社から作成」機能を使って「事務所区分：税理士法人」のデータとしてコピー（作成）したことのあるデータで、コピー前のデータでは「源泉所得税等計算方法：請求合計額」の設定であった（税理士法人のデータでは「源泉所得税等計算方法」の項目は非表示です）

※Ver. 23.10へのバージョンアップ前に行った請求処理分では本問題は発生しません。

### 3-3. 発生原因

Ver. 23.10で行った請求処理のプログラム改修の一部に不備があり、その結果該当帳票の出力に問題が発生していました。

請求処理に関する障害です。現象が発生する帳票の機能自体には問題はありません。

### 3-4. 回避方法

会計事務所設定の[処理設定]タブで「消費税等計算方法：請求合計額」に変更してから、請求処理を実行すると回避することができます。

※インボイス適用の出力、計算を行うには、本問題と関係なく「消費税等計算方法：請求合計額」の設定にする必要があります。

#### すでに Ver. 23.10 で請求処理を実行して問題が発生している場合

該当の顧問先は、上記設定変更後に Ver. 23.10 で請求処理を実行した締日まで遡って請求取消を行ってから再度請求処理を実行することで解消することはできません。

（例えば、Ver. 23.10 にバージョンアップ後に 8/10、9/10 の締日で請求処理を行っている場合は、「消費税等計算方法：請求合計額」に変更後、8/10 の締日まで遡って請求取消を行ってから 8/10、9/10 の締日で請求処理をし直します）

## 4. 発生障害の対応内容(その2)

### 4-1. 発生現象

請求書をファイル出力（出力先の選択で「Excel」「CSV」「テキスト」を指定）すると4つのファイルが出力されるが、そのうちヘッダー用ファイルに出力される「消費税等」「自振外 消費税等」「自振 消費税等」の金額が正しくない。

### 4-2. 発生条件

請求期間に「源泉税：なし」の報酬伝票、または性質が雑収入の報酬伝票が含まれている

### 4-3. 回避方法

回避方法はありませぬ。Ver. 23.11 のバージョンアップが必要です。

## 5. Ver.23.11 バージョンアップ後の確認事項

「3. 発生障害の対応内容（その1）」について、すでに Ver. 23. 10 で請求処理を実行して問題が発生している顧問先は、Ver. 23. 11 にバージョンアップしても発生している不正な状態は解消されません。

その場合は、Ver. 23. 11 にバージョンアップ後、該当顧問先で Ver. 23. 10 で請求処理を実行した締日まで遡って請求取消を行ってから再度請求処理を実行してください。

(例えば、Ver. 23. 10 にバージョンアップ後に 8/10、9/10 の締日で請求処理を行っている場合は、8/10 の締日まで遡って請求取消を行ってから 8/10、9/10 の締日で請求処理をし直します)

なお、「3-4. 回避方法」の方法ですでに不正な状態を解消している場合は、Ver. 23. 11 にバージョンアップ後に「請求取消 →再度請求処理を実行」を行う必要はありません。

以上、よろしくお願いいたします。